

## 生駒市ヘイトスピーチ等に関する相談業務について

**【目的】** 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の指針に関する法律第5条第2項に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずる体制を整備し、市民の社会生活を確保するものです。

**【相談内容】** ヘイトスピーチに関するもののほか、ヘイトスピーチに類するものも含むものとしています。

**【対象者】** 市民（市内に在住、在学、在勤の個人及び団体）

**【相談の申込】** 電話又は口頭により希望日時を申込みいただき、相談員と調整後、市の開庁時間内とします。

**【相談】** 相談は面談で実施し、対応策等の助言を行います。

**【相談員】** 奈良弁護士会から1名を推薦、市長が委嘱し、任期は1年間（再任可）、非常勤特別職とします。

**【施行日】** 平成30年4月1日